

平成29年9月25日

「むさしのファミリー信託サポート」の取扱い開始について

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）は、平成29年9月25日（月）より、家族信託（※）の仕組みを活用してお客さまの財産管理や円滑な資産承継を支援する「むさしのファミリー信託サポート」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

本サービスでは、お客さまのニーズに合わせた家族信託スキームの提案から、家族信託契約に係る公正証書の作成、家族信託契約に基づく信託登記など、家族信託を組成するまでの手続きを当行が全面的にサポートいたします。

当行は、今後も地域のお客さまの多様なニーズにお応えし、最適なサービスの提供に努めてまいります。

※信託銀行や信託会社が受託者となる信託契約を「商事信託」というのに対し、民間の間で契約する信託を「民事信託」といい、そのうち家族（同族会社）間で締結する信託を「家族信託」といいます。家族信託[®]は（社）家族信託普及協会の登録商標です。

【むさしのファミリー信託サポート概要】

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまのニーズにあわせた家族信託のスキーム提案 ・家族信託のスキーム設計及び構築の支援（信託契約に係る公正証書の作成や信託契約に基づく信託登記等の支援） 		
主な対象者	不動産オーナーの方、企業オーナーの方など		
サービス種類 (想定されるニーズの一例)	認知症対策	賃貸用不動産の法人化	自社株承継
	認知症に備えて賃貸不動産等の管理を任せておきたい	資産管理会社への不動産移転をスムーズに行いたい	議決権を確保したまま、財産権を後継者に移転したい
対象となる財産	不動産・金銭等	不動産	自社株
費用について	手数料は信託財産額により変動いたします。また、スキーム構築には別途司法書士、税理士等の専門家への費用も発生いたします。		

*家族信託組成後は、お客さま（財産を託される方＝受託者）が信託財産を管理していただきます。

以上

報道機関からのお問合せ先
地域サポート部 ソリューション営業室 当麻、澤本
TEL 048-641-6111（代） 内線 2302、2550

